

議会における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

～令和2年第3回定例会に向けて～

1 議事運営における取組について

(1) 会議出席者数の抑制

- ・ 本会議・予算決算委員会の出席議員について、定足数を超える程度の出席とし、出席しない議員は別室でのモニター視聴とする。議案の採決時は事前に10分程度の休憩を挟み、全議員が出席した上で採決する。
- ・ 本会議の一般質問時の出席説明員について、答弁等が予定される出席説明員に限定する。(市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長は常時出席とする。)

(2) 座席間隔の保持

- ・ 本会議の議席及び説明員席について、出席者の抑制に伴い、座席の間隔を空ける。
- ・ 委員会の委員席及び説明員席について、出来る限り座席の間隔を空ける。

(3) 簡潔かつ円滑な議事運営

- ・ 本会議は常時扉を開放し、委員会においても、適宜、換気のための休憩を実施する。
- ・ より簡潔な質問・質疑の実施に努める。

(4) 会議時間の短縮

- ・ 委員会における執行部の説明について、可能な限り簡潔に行うよう要請する。

(5) その他

- ・ 委員会(協議等の場も含む)における湯茶の提供に替えて、委員及び執行部について、水分補給により免疫力低下を防ぐため、マイボトルやペットボトルの持ち込みを可とする

2 傍聴者等への対応について

(1) 直接傍聴の自粛要請

- ・ 本会議の直接傍聴の自粛について、議会ホームページ、議会棟内の掲示等で要請し、インターネット中継による傍聴を推奨する。

(2) 直接傍聴者への要請事項等

- ・ 直接傍聴者に対し手指消毒の実施、咳エチケット(マスク着用)のほか、万が一感染が発生した場合に備え、連絡先記載の協力を要請する。
- ・ 検温を実施し、37.5 度以上の発熱、咳や倦怠感等の症状がある場合は傍聴自粛を要請する。
- ・ 傍聴席の間隔を空ける。

(3) 請願・陳情者による主旨説明実施への対応

- ・ 請願書・陳情書の郵送による提出について、議会ホームページ等で要請する。
- ・ 主旨説明の自粛を要請する。どうしても主旨説明を行う場合は、1名で行うよう要請する。

(4) 報道への対応

- ・ マスクの着用及び会議に入室するスタッフを少人数に絞り込むよう依頼する。

3 第3回定例会における新たな取組

(1) 議長席、演壇等におけるアクリル板の設置について

- ・ 本会議の議長席及び演壇、予算決算委員会の委員長席及び演壇、委員会室の委員間に飛沫飛散防止のための対策強化としてアクリル板を設置する。
- ・ アクリル板設置後も発言時はマスクを着用する。

(2) 入室前検温の実施について

- ・ 会議直前の体調確認を徹底するため、議員、執行部ともに議場及び委員会室への入室前に検温を実施する。

(3) 分科会・委員会の運営について

- ・ 分科会・委員会の審査日程をあらかじめ複数日設定し、局または部ごとに、審査する。

※ 以下、環境水道分科会・委員会を例とする

※ 通常の出席者数 50名(委員8名、環境局 21名、上下水道局 21名)

※ 基本的に出席説明員の抑制は行わない

【 9月17日(木) 分科会 】

(午前)

出席者 (29名)	審査項目
 	上下水道局所管の補正予算・関連議案、決算議案に関する審査を行う

(午後)

出席者 (29名)	審査項目
 	環境局所管の補正予算・関連議案、決算議案に関する審査を行う

【 9月18日(金) 委員会 】

(午前)

出席者 (29名)	審査項目
 	上下水道局所管の付託議案に関する審査、所管事務調査を行う

(午後)

出席者 (29名)	審査項目
 	環境局所管の付託議案に関する審査、所管事務調査を行う

※局又は部単位での実施及び審査時間の設定については、各分科会・委員会の特性に応じて実施